

秋田県都市計画審議会会長 様

建築基準法第51条ただし書の
規定に基づく建築物の敷地の
位置の許可について

(特定行政庁横手市長)

秋田県知事 佐竹 敬久



建築基準法第51条ただし書の規定に基づく
建築物の敷地の位置の許可について (諮問)

特定行政庁横手市長から依頼がありましたので、別紙のとおり審議会に付
議します。

産業廃棄物処理施設の建築位置の決定 (横手市)

平成25年10月22日審議

秋田県都市計画審議会会長

許可申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第51条1項第号の規定による許可を申請します。この申請書及び添付
 図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

横手市長
 特定行政庁 五十嵐忠悦 様

平成 25 年 9 月 2 日
 株式会社 大屋産業
 申請者氏名 代表取締役 山本正喜



【1.申請者】	
【イ.氏名のフリガナ】	カブシキカイシャ オオヤサンギョウ ダイヒョウトリシマリヤク ヤマトマサキ
【ロ.氏名】	株式会社 大屋産業 代表取締役 山本正喜
【ハ.郵便番号】	013-0053
【ニ.所在地】	秋田県横手市外目字檀森44-12
【ホ.電話番号】	0182-32-5302
【1設計者】	
【イ.資格】	（一級）建築士 （大臣）登録第 167552 号
【ロ.氏名】	酒井 正
【ハ.建築士事務所名】	（一級）建築士事務所 （秋田県）知事登録 13-10A-0813号 酒井一級建築設計事務所
【ニ.郵便番号】	019-0701
【ホ.所在地】	秋田県横手市増田町増田字関の口133-2
【ヘ.電話番号】	0182-45-3097

※手数料欄			
¥160,000-			
※受理市役所 平成 25.9.2 日 第 612 号 係員印	※消防関係同意欄	※決裁欄	※許可番号欄 平成 年 月 日 第 号 係員印
※広告欄 平成 年 月 日 第 号 係員印	※公開による意見の 聴取の期日欄 平成 年 月 日 第 号 係員印	※建築審査会同意欄	※都道府県都市計画 審議会又は市町村都 市計画審議会 平成 年 月 日 第 号 係員印

（第二面）

建築物及びその敷地に関する事項

【1.地名地番】	秋田県横手市大屋寺内字長谷山乙2番3・2番25		
【2.住居表示】			
【3.防火地域】	<input type="checkbox"/> 防火地域	<input type="checkbox"/> 準防火地域	<input checked="" type="checkbox"/> 指定なし
【4.その他の区域、地域、地区又は街区】	法第22条区域内 特定用途制限地域（田園居住型）		
【5.道路】	【イ.幅員】	9.0m	
	【ロ.敷地と接している部分の長さ】	6.00m	
【6.敷地面積】	【イ.敷地面積】	(1) (11, 341.00㎡) () () ()	
		(2) () () () ()	
	【ロ.用途地域等】	(指定なし) () () ()	
	【ハ.建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】	(200.00%) () () ()	
	【ニ.建築基準法第53号第1項の規定による建築物の建ぺい率】	(70.00%) () () ()	
	【ホ.敷地面積の合計】	(1) 11,341.00 ㎡	
		(2)	
	【ヘ.敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】		200 %
	【ト.敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】		70 %
【チ.備考】			
【7.主要用途】	(区分 08620)	産業廃棄物処理施設	
【8.工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築
	<input type="checkbox"/> 移転	<input checked="" type="checkbox"/> 用途変更	<input checked="" type="checkbox"/> 大規模の修繕
	<input type="checkbox"/> 大規模の模様替		
【9.建築面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ.建築面積】	(198.74㎡)	(446.59㎡)	(645.33㎡)
【ロ.建ぺい率】	5.70%		
【10.延べ面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ.建築物全体】	(198.74㎡)	(436.92㎡)	(635.66㎡)
【ロ.地階の住宅の部分】	()	()	()
【ハ.共同住宅の共用の廊下等の部分】	()	()	()
【ニ.自動車車庫等の部分】	()	()	()
【ホ.備蓄倉庫の部分】	()	()	()
【ヘ.蓄電池の設置部分】	()	()	()
【ト.自家発電設備の設置部分】	()	()	()
【チ.貯水槽の設置部分】	()	()	()
【リ.住宅の部分】	()	()	()
【ヌ.延べ面積】			635.66㎡
【ル.容積率】			5.61%
【11.建築物の数】	【イ.申請に係る建築物の数】	1	
	【ロ.同一敷地内の他の建築物の数】	7	
【12.工事着工予定月日】	平成 25 年 11 月 15 日		
【13.工事完了予定月日】	平成 25 年 12 月 14 日		
【14.その他必要な事項】			
【15.備考】			

付議依頼理由書

1 本件施設は、1日当たり32トンの処理能力を有する木くずの破砕処理施設で、破砕機を設置する上屋は倉庫として平成15年に建築済みです。

2 当該敷地には紙くず・木くずの焼却施設が存在しますが、焼却施設が建築基準法第51条許可の対象となる以前から稼働しているもので、既存不適格建築物に該当するものです。

3 今回の破砕機を設置する計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2に規定する産業廃棄物処理施設に該当することから、建築基準法（以下、「法」）第51条の「その他政令で定める処理施設」として位置の制限を受けることとなります。

⇒参考①

4 都市計画区域においては、産業廃棄物処理施設は都市計画で位置が決定しているか、法第51条ただし書きによる許可を得るか、または政令で定める規模としなければならないものです。

本施設は都市計画で位置が決定しているものではなく、過去に法第51条許可を得ているものでもなく、用途地域の指定が無い場所のため政令で定める規模にも該当しないことから、法第51条ただし書きに基づき許可申請がなされたものです。

⇒参考②

5 産業廃棄物処理施設に関する都市計画を定める者は、都市計画法第15条第1項第5号、同法施行令第9条第2項第7号の規定により都道府県であることから、「秋田県都市計画審議会」の議を経ることが必要となります。

⇒参考③

以上のことから許可申請受理後の手続きとして、秋田県都市計画審議会に付議依頼するものです。

参考①

建築基準法第51条（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

建築基準法施行令第130条の2の2（位置の制限を受ける処理施設）

（抜粋）

法第51条本文（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

2 次に掲げる処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。）

イ 廃棄物処理法施行令第7条第1号から第13号の1までに掲げる産業廃棄物の処理施設

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条（産業廃棄物処理施設）

（抜粋）

8の2 第2条第2号に掲げる廃棄物（事業活動に伴って生じたものに限る。）又ははがれき類の破砕施設であつて、1日当たりの処理能力が5トンを超えるもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条（産業廃棄物）

（抜粋）

2 木くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。）

参考②

建築基準法施行令第130条の2の3（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に関する制限の緩和）

（抜粋）

法第51条ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。

参考③

都市計画法第15条（都市計画を定める者）

（抜粋）

次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。

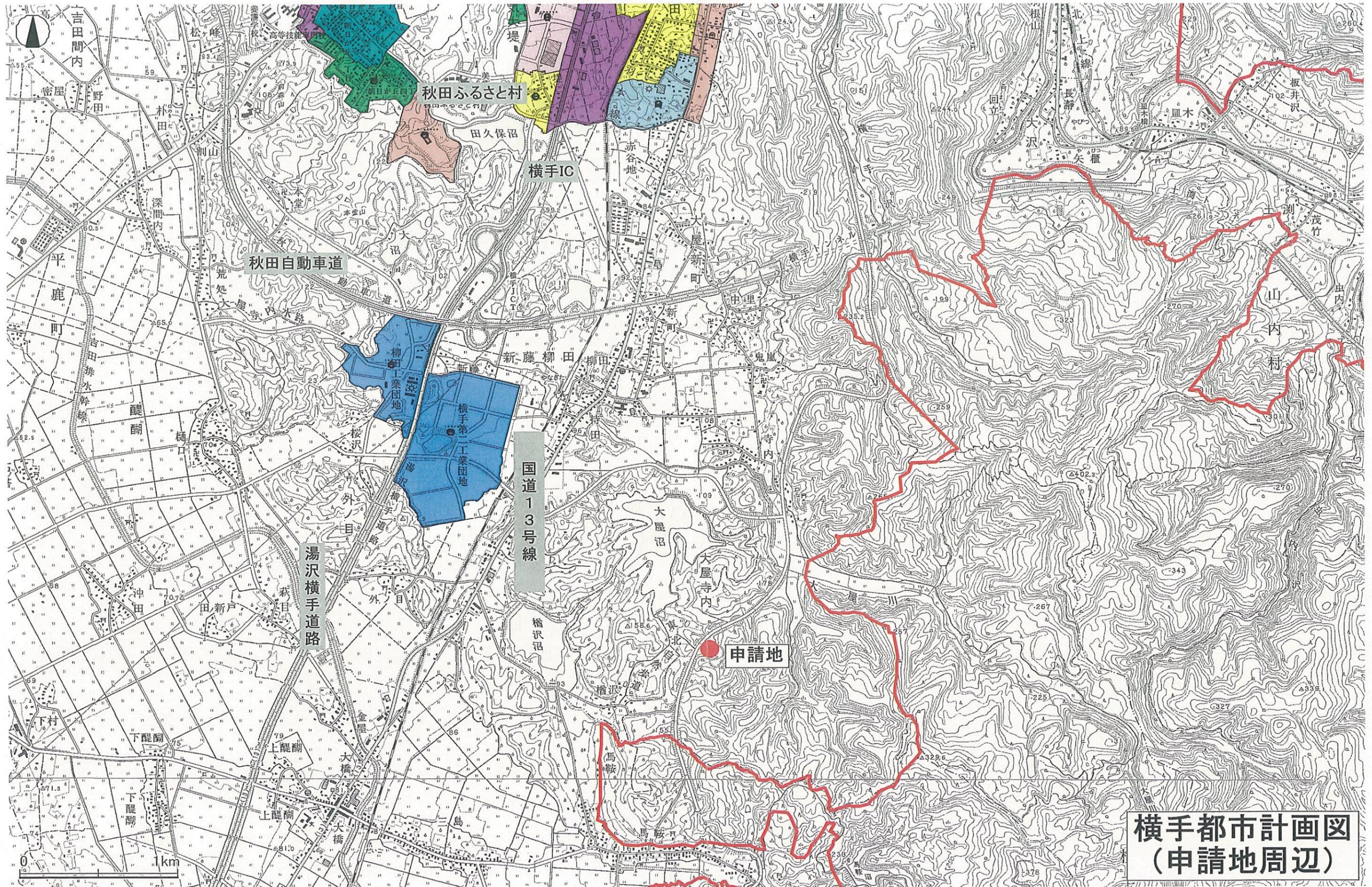
5 一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるもの又は一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設若しくは根幹的都市施設として政令で定めるものに関する都市計画

都市計画法施行令第9条（都道府県が定める都市計画）

（抜粋）

2 法第15条第1項第5号の広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

7 産業廃棄物処理施設



横手都市計画図
(申請地周辺)

事業計画概要書

- 本事業計画は、別添
1. 産業廃棄物処理施設の立地に関する基準
 2. 産業廃棄物処理施設の構造に関する基準
 3. 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する基準
- を基に計画、作成したものであります。

I 事業計画の目的

1. 破碎工場

現在稼働している木くず破碎操業は許可以来10年が経過し、ほぼ順調に経過しておりましたが、今般、破碎施設が火災により一部焼失しました。今後再稼働、円滑な運営を図るため、工場建物（鉄骨造）の屋根及び外壁の修繕を施し、作業環境の改善と粉塵の飛散、及び雨水の流入を防止するためのものです。

2. 破碎機

既存の木くず破碎機は、導入後10年が経過しました。修理費及び維持管理費増大となり、これを軽減するべく対策として種々破碎機メーカーを比較し、破碎機の更新を計画をしました。

設備導入後は、平成15年9月28日設置許可交付時の維持管理計画を遵守し、今後も産業廃棄物中間処理業者として責任ある施設の運営をし、改善指導等があった場合は速やかに改善措置をとるものいたします。

II 事業の計画地

工場：秋田県横手市大屋寺内字長谷山乙2番3・2番25

本社：秋田県横手市外目字植森44-12

III 維持管理計画

1. 管理計画の策定

産業廃棄物施設に係る維持管理に関する計画は「廃棄物処理施設の維持管理に関する基準」・「保管施設の構造に関する基準の遵守について」に準拠して行うものとします。尚、事業者の責務を果たすため必要に応じて、事前協議又は廃棄物の処理・管理に関し秋田県及び横手市から改善指導があった場合は速やかに改善措置をとると致します。

2. 技術管理者の選任及び責務について

産業廃棄物処理施設を管理するため技術管理者を選任し、施設全体の安全衛生管理及び作業員の安全衛生管理をする。特に従業員への処理施設・保管施設の構造に関しての必要な教育を実施し、災害・事故等の防止を徹底します。

3. 作業の維持管理及び安全管理

イ・囲い等について

作業終了後及び作業員が不在の時、みだりに人が施設に立ち入るのを防止するための防護柵を設置し、出入口を閉鎖する。囲い等が破損した場合は直ちに補修する。

ロ・飛散流出及び地下浸透の防止

施設の外に廃棄物が飛散、流出又は地下浸透しないように保管施設を囲い、コンクリートで被覆等適切な方法を講ずること。廃棄物が雨水と接触し、汚水が流出しないよう必要な措置を講ずる。

ハ・悪臭防止

廃棄物より悪臭が発生しないように監視を続けること。悪臭の発生が予測される場合は、直ちに防臭剤の散布その他必要な措置を講ずることができるよう準備しておくこと。保管期間を出来るだけ短縮し、廃棄物の変化を防止し、悪臭の発生を防止する。

ニ・防火

消火器、その他消火設備を備えておくとともに、常に所定の能力が発揮できるよう点検・整備を行うこと。施設内での火器の使用を厳禁する。

ホ・衛生・害虫の発生防止

施設の敷地内に、鼠・蚊・蠅等が発生しないよう清潔を保つこと。害虫等が発生する恐れがある場合には、直ちに防虫剤及び殺虫剤の散布その他必要な措置ができるよう準備しておく。

ヘ・騒音・振動及び粉塵の防止

廃棄物の運搬に使用する車両及び保管作業に使用する機械により発生する騒音等が、周辺の生活環境に支障を及ぼすことのないよう十分な措置を講ずる。

ト・使用道路の安全確保等

安全な走行速度による走行をする。

荷崩れ等を生じさせないよう、十分な点検及び対策を講じた上で通行する。

歩行者がいる場合、その安全確保を最重点とする。

使用道路については、常に清潔の保持に努める。

使用道路が道路事情その他の理由により交通整理を必要とする場合は、交通整理員の配置等必要な措置を講じ、安全確保に努める。

チ・記録及び保存

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則）規則第10条の8及び第10の21に規定する帳簿については、1年ごとにまとめ、5年間保存する。

記録等は、速やかに提示できるよう、管理事務所等に備えておく。

4. 搬入廃棄物の確認

搬入された廃棄物について、中間処理できる品目以外のものの混入を避けるため及び排出業者を確認するため次による管理を徹底する。

イ・車両から廃棄物を荷降ろしする前に、搬入されたものが中間処理等が可能な品目であるかを確認する。

ロ・中間処理できる品目以外の廃棄物が荷降ろしされた場合には、速やかに撤去する。

ハ・中間処理できる品目以外の廃棄物が混入されて搬入されないよう、排出業者及び収集運搬業者との連携を密にする。

ニ・排出事業者及び搬入品目については、常に契約書、廃棄物管理票等で確認し、これらが不明の場合は当該廃棄物を受け入れない。

5. 廃棄物の性状の確認

木屑と紙屑が混合されないように、排出事業者及び収集運搬業者との連携を密にとり、品目ごとに受け入れる。紙くずは焼却ヤードへ荷降ろしする。破碎場木くず置場に荷降ろしされた場合は速やかに焼却ヤードへ移動する。木くずに含まれる破碎不適材等は、搬入時の目視及び破碎ヤードでの手選別により焼却ヤードに移動し焼却処分する。

6. 飛散流出に関する措置について

イ・粉塵の発生防止

粉塵の発生防止には、散水を行うなど適切な措置を講ずる。

ロ.雨水等の流入防止

雨水等が外部より施設内に流入しないように排水路の点検を行い、定期的及び必要に応じて清掃を行う。

7. 騒音・振動の測定について

環境管理目標値は以下のとおりとする。

項目	騒音	振動
目標値	65 d B	65 d B
測定頻度	1回/年	1回/年
平成21年測定値	63 d B	37 d B
測定場所	生活環境影響調査の調査実施地点と同地点である発生源から民家に近い方向の敷地境界地点	

当該地域は、地域指定がないため規制基準はないが、環境保全の目標値として、第二種区域（近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域）の規制値に準じている。

8.その他

①表示等

立札その他の設備は常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は速やかに書き換える等の必要な措置を講ずる。

立札その他の設備が破損した場合は、直ちに補修する。

②廃棄物の保管に関すること

保管設備に保管する廃棄物の量は、最大値290.85m³・58.17tであるが、できるだけ最小限となるようにする。

保管設備に保管する廃棄物については、鋼板・コンクリート等による覆いを施し飛散流出及び悪臭等の発生を防止する。

床面は高さ20cmのコンクリート土間を施し、雨水等をU字溝にて集水軒に誘引する。又浮遊物は適宜回収し適正な処置をする。

③廃棄物の搬入時間に関すること

廃棄物の搬入時間は 8:00~16:30迄とし、17:00までに片付け作業を完了する。

④事故防止に関すること

事故の発生を防止するため、常に巡回監視及び点検を実施する。

台風・大雨等による事故発生を防止するため、台風・大雨等の際は施設内を巡回するとともに、廃棄物の飛散・流出等の事故のおそれがある場合には、必要な措置を講ずる。

⑤処理能力に見合った処理破棄物の確保

施設処理能力の14日分又は保管施設を超えての受け入れはしないように、超えそうな場合は受け入れを制限するなど必要な措置を講ずる

※ 平成24年度の1日最大取り込み量は54,360kgである

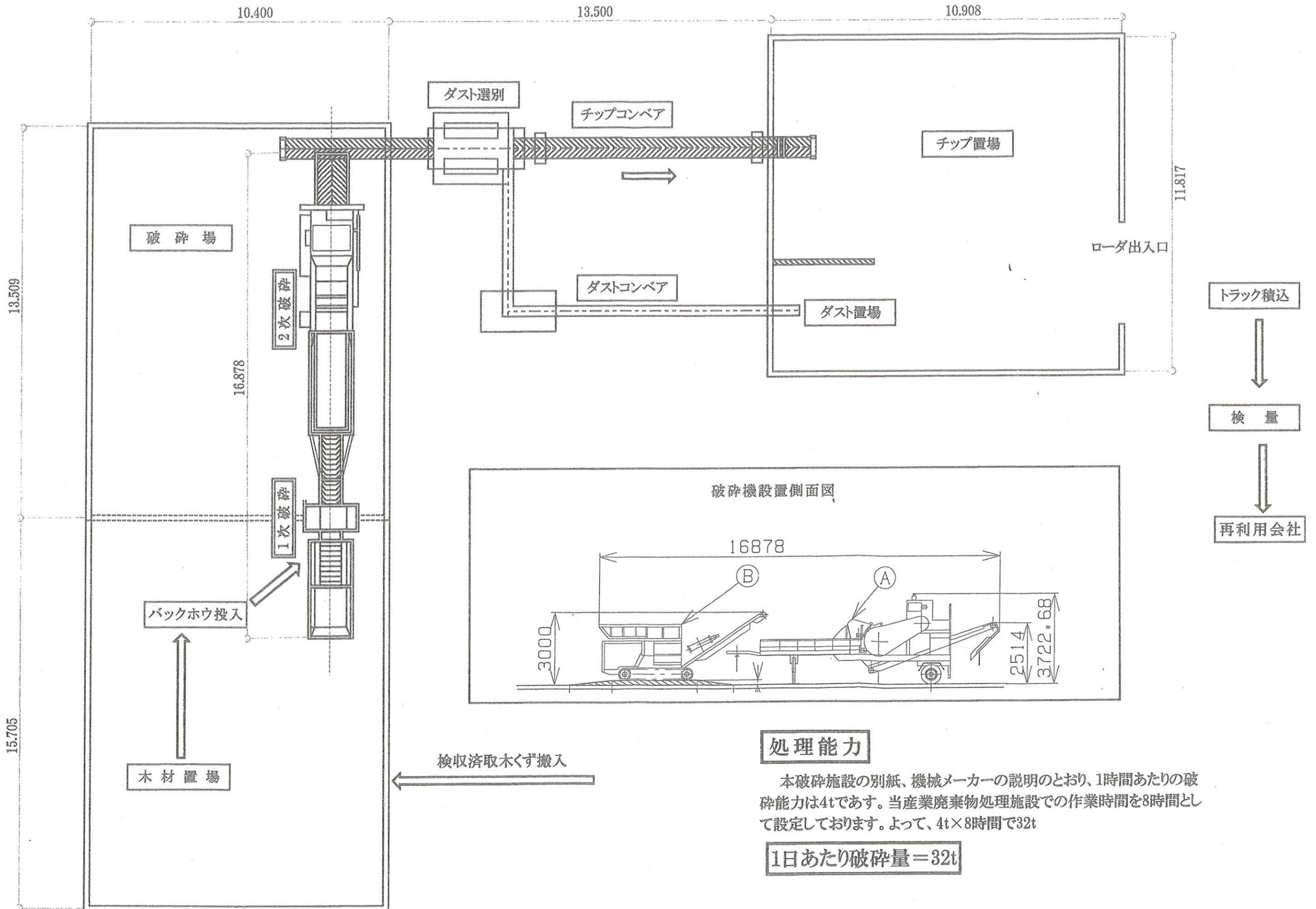
取込月日 4月16日

内訳

2t車	3t車	4t車	10t車	
18台	7台	9台	6台	計40台
12.79t	7.46t	12.79t	21.32t	計54.36t

処理施設には許可保管数量を超えないよう、受入れ管理する。

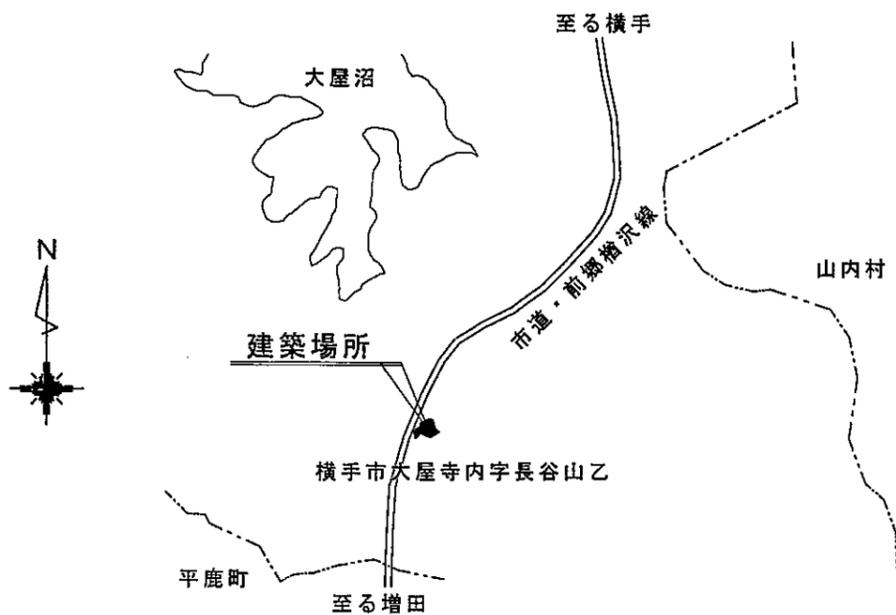
木くず破碎フロー図



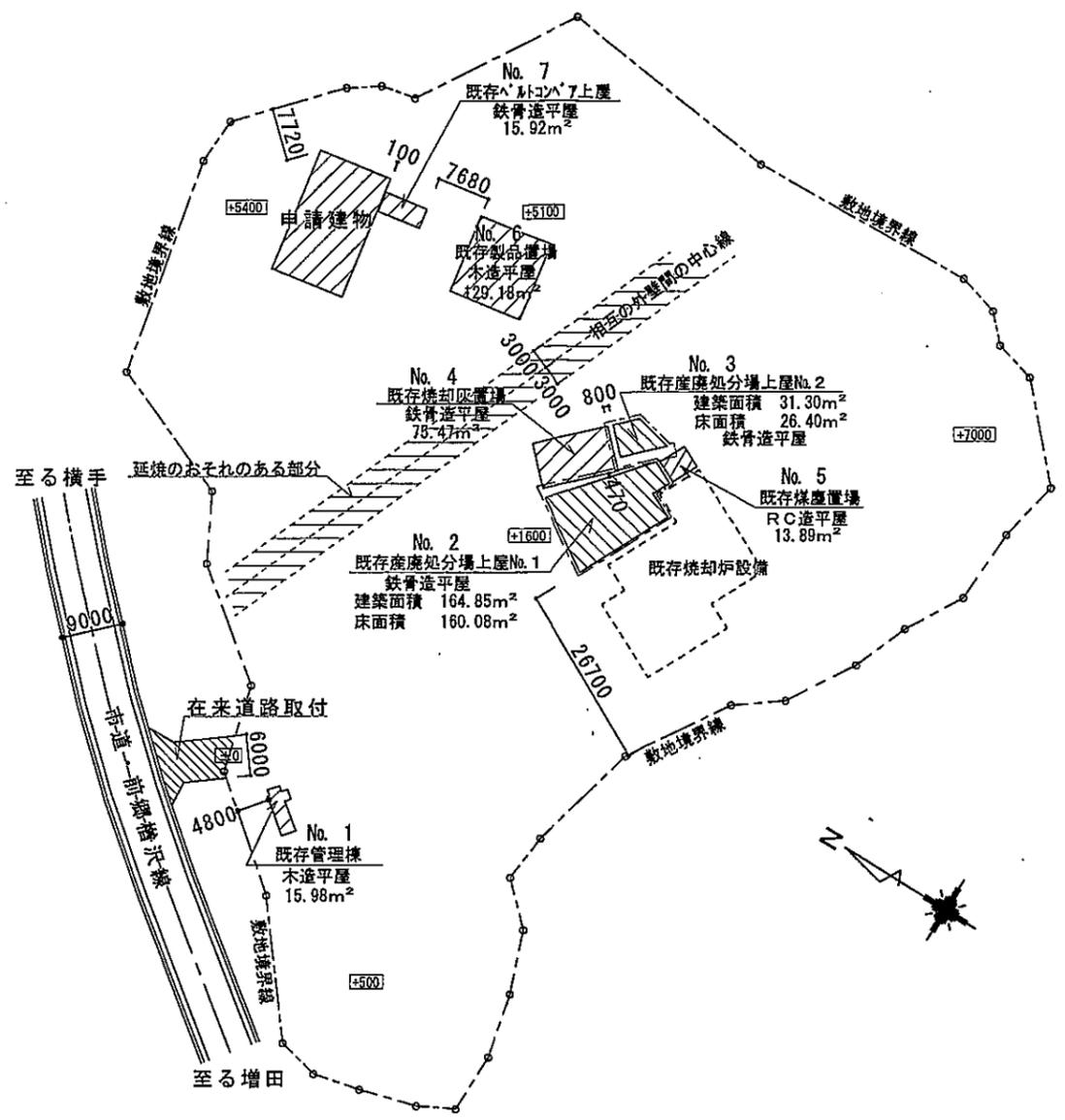
処理能力

本破碎施設の別紙、機械メーカーの説明のとおり、1時間あたりの破碎能力は4tです。当産業廃棄物処理施設での作業時間を8時間として設定しております。よって、4t×8時間で32t

1日あたり破碎量=32t



付近見取図

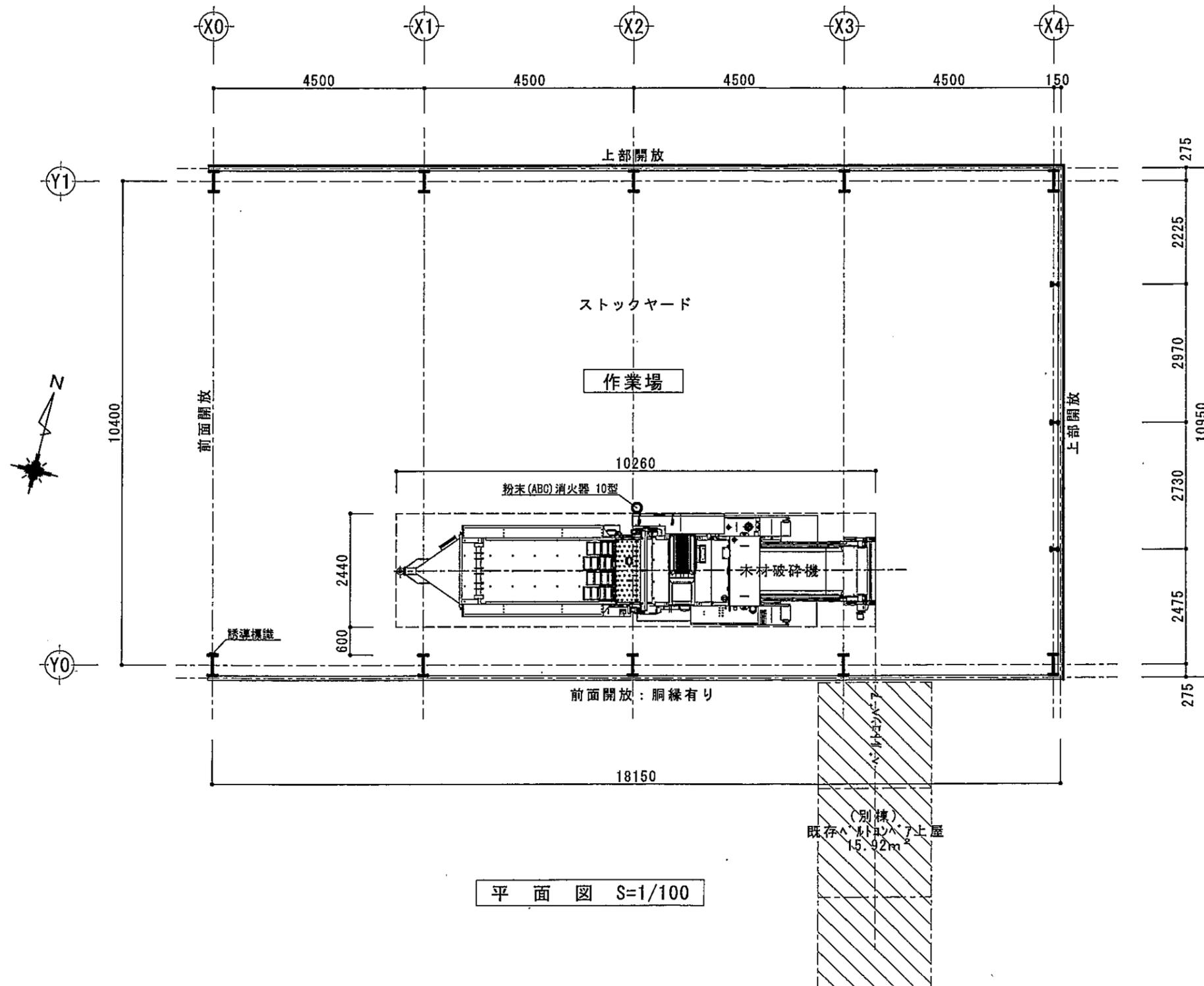


配置図 S=1/1000

□内数値は敷地高低差を示す

既存建物概要				
番号	名称	構造・階数	建築面積 (m ²)	延床面積 (m ²)
No. 1	管理棟	木造平屋	15.98	15.98
No. 2	産廃処分場上屋No. 1	鉄骨造平屋	164.85	160.08
No. 3	産廃処分場上屋No. 2	鉄骨造平屋	31.30	26.40
No. 4	焼却灰置場	鉄骨造平屋	75.47	75.47
No. 5	煤塵置場	RC造平屋	13.89	13.89
No. 6	製品置場	木造平屋	129.18	129.18
No. 7	ﾊﾞﾙｺﾝﾊﾞﾞ上屋	鉄骨造平屋	15.92	15.92
面積集計			446.59	436.92

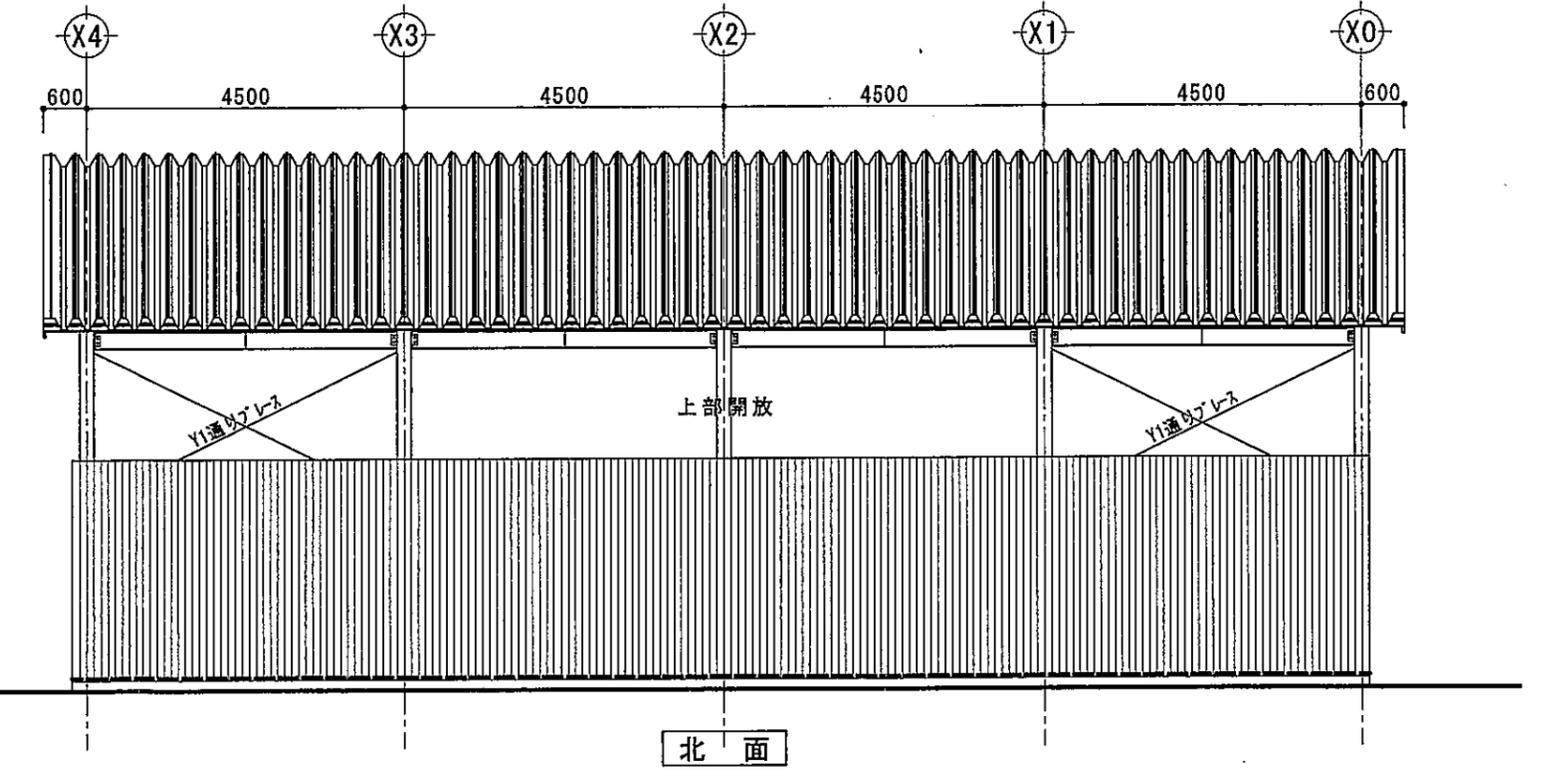
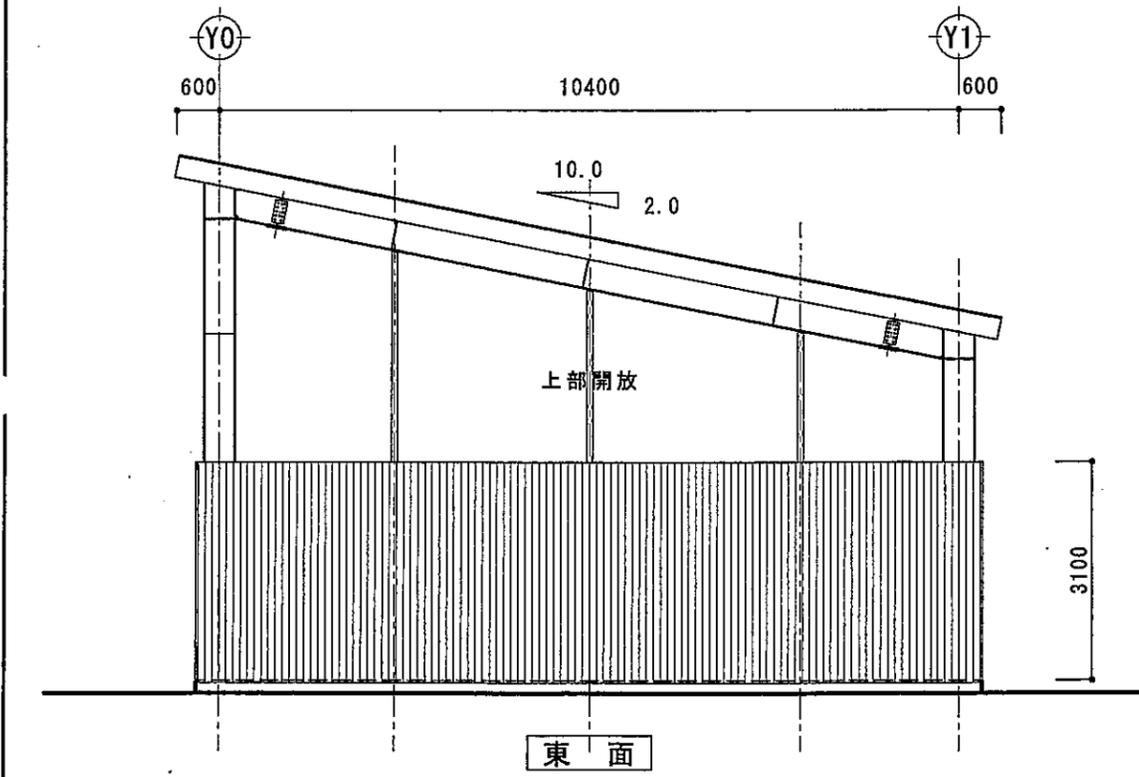
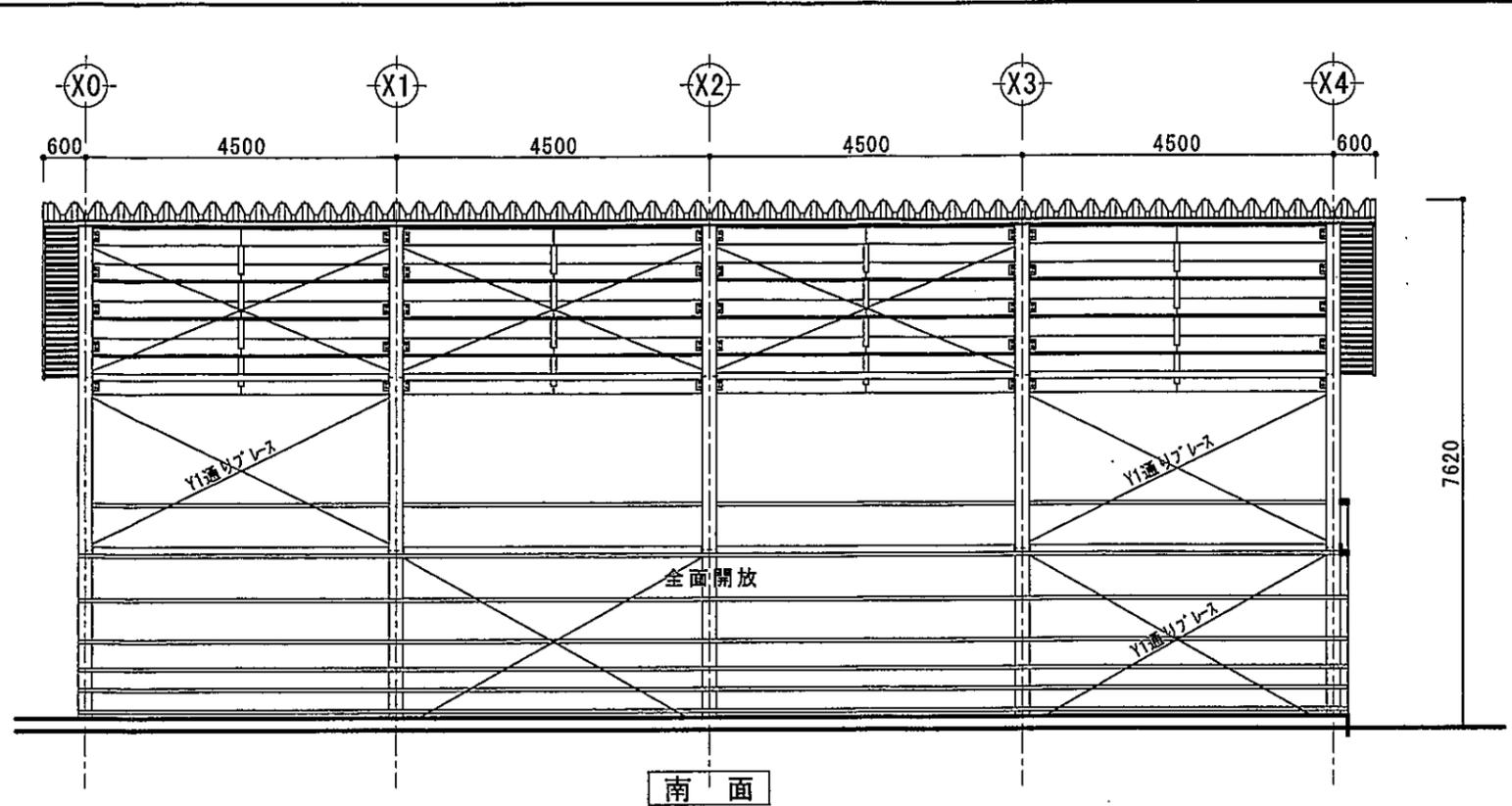
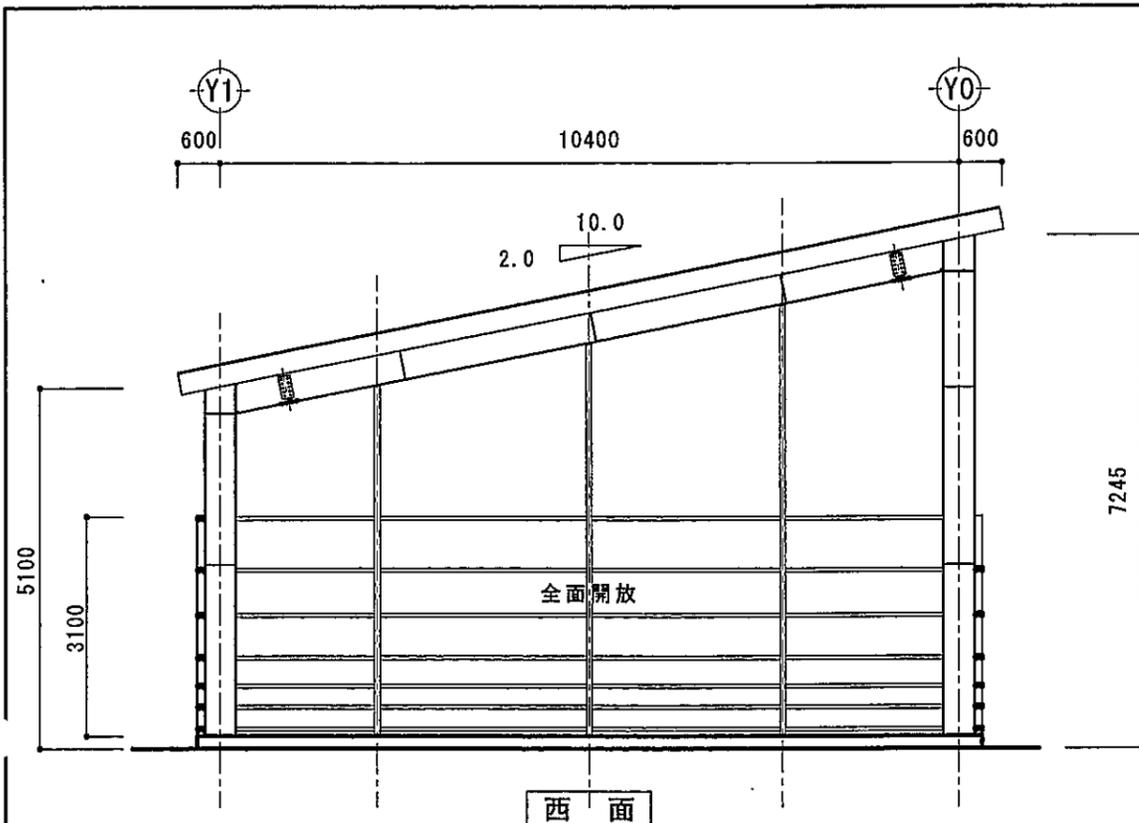
工事名 (株) 大屋産業 産業廃棄物処分場建築工事	図面名称 付近見取図・配置図 既存建物概要 7-8	縮尺 S=1/1000	酒井一級建築設計事務所 大臣登録 第167552号、知事登録 第13-10A-0813号 秋田県横手市増田町増田字上関ノ口133-2 管理建築士 酒井 正 TEL 0182-45-3097	印	作成日 H25.08
				図面番号 No. 2	



平面図 S=1/100

床面積求積表	
18.15 * 10.95 =	198.7425
建築、床面積	198.74m ²

工事名 (株) 大屋産業 産業廃棄物処分場建築工事	図面名称 平面図 床面積求積表 7-9	縮尺 S=1/100	酒井一級建築設計事務所 大臣登録第167552号、知事登録第13-10A-0813号 秋田県横手市増田町増田字上関ノ口133-2 管理建築士 酒井正 TEL 0182-45-3097	印	作成日 H25.08
					図面番号 No. 4



立面図 S=1/100

<p>工事名</p>	<p>図面名称</p>	<p>縮尺</p>	<p>酒井一級建築設計事務所 大臣登録第167552号、知事登録第13-10A-0813号 秋田県横手市増田町増田字上関ノ口133-2 管理建築士 酒井 正 TEL 0182-45-3097</p>	<p>印</p>	<p>作成日 H25.08</p>
<p>(株)大屋産業 産業廃棄物処分場建築工事</p>	<p>立面図 7-10</p>	<p>S=1/100</p>			<p>図面番号 No. 5</p>